

神戸地区人権啓発草の根運動推進会議規約

(名称)

第1条 この会は、神戸地区人権啓発草の根運動推進会議という。

(目的)

第2条 この会は、基本的人権の尊重を理念とする憲法の趣旨に基づき、人権啓発地区草の根運動推進会議連絡会との連携のもとに、住民の人権意識の高揚に関する啓発活動を地域のすみずみまで行い、もって明るい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 住民の人権意識の啓発、普及高揚のための研修会、講演会等の開催
- (2) 人権に関する各種資料の収集、作成、配布
- (3) その他人権意識の啓発推進に必要な事業

(組織)

第4条 この会は、前条の目的に賛同する機関、団体及び個人をもって組織する。

(会員)

第5条 この会の会員とは、前条の機関、団体の代表者及び個人をいう。

(役員)

第6条 この会に、次の役員、理事、幹事及び会計監査を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 常任理事 | 若干名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 幹事 | 若干名 |
| (6) 事務局長 | 1名 |
| (7) 事務局次長 | 1名 |
| (8) 庶務・会計 | 1名 |
| (9) 会計監査 | 2名 |

2 役員、理事、幹事、監査の選出は、細則による。

(役員、理事、幹事、監査の任務)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。

3 常任理事は、この会の事業が円滑に遂行されるための、事業企画の審議、予算の立案にあたる。

4 理事は、この会の事業計画、推進方法、会計予算並びにこの会の運営に関する事項を決定する。

5 幹事は、理事会において決定された事業の推進にあたる。

6 事務局長及び事務局次長は、会長の命によりこの会の事務を掌握し、処理する。

7 庶務・会計は、この会の庶務及び会計事務を司る。

8 会計監査は、この会の収支決算及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員、理事、幹事、監査の任期)

第8条 役員、理事、幹事、監査の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

2 役員、理事、幹事、監査に欠員が生じた場合は、当該役員等の所属する機関、団体より補充する。ただし、補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員、理事、幹事、監査は、その任期が満了した後においても、後任者が決まるまでは、その任務を負う。

(会議)

第9条 この会議は、総会、常任理事会、理事会、幹事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会)

第10条 総会は、この会の議決機関であって、第5条に規定する全会員をもって構成する。総会、常任理事会、理事会の議長には、事務局長が当たる。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要であると認めた場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、毎年度の事業計画、会計予算及び事業の推進方法並びにこの会の運営に関する重要事項を決定する。

4 総会は、理事会をもってこれに代えることができる。

(常任理事会)

第11条 常任理事会は、この会の事業が円滑に遂行されるための事業の企画及び予算の立案に当たる。

2 常任理事会は、第20条第4項に規定する常任理事をもって構成する。

(理事会)

第12条 理事会は、総会と並ぶ議決機関であって、この会の事業計画、推進方法、啓発活動、会計予算並びにこの会の運営に関する事項を決定する。

2 理事会は、第20条第5項に規定する理事をもって構成する。

(幹事会)

第13条 幹事会は、総会及び理事会において決定された事業の運営並びに推進に当たる。

2 幹事会は、文化担当常任理事、神戸地区住民自治協議会教育文化部部長、神戸小学校、神戸小学校PTA、神戸更生保護女性の会の代表をもって構成し、会議の議長には神戸地区住民自治協議会教育文化部部長が当たる。

(議決)

第14条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第15条 この会の運営に必要な経費は、神戸地区住民自治協議会、神戸地区公民館の負担金及びその他の助成金、寄付金による。

(事業及び会計年度)

第16条 この会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日

をもって終わる。

(事務局)

第17条 この会の事務局は、神戸地区市民センターに置く。

(規約改正)

第18条 この会の規約の改正もしくは廃止は、総会に於いて決する。

(補則)

第19条 この規約の施行について必要な事項は、理事会が定める。

(細則)

第20条 第6条第2項による役員、理事、幹事、監査の選出は以下の規定による。

2(1)の会長には、神戸地区住民自治協議会会長があたる。

3(2)の副会長は、理事会において選出する。

4(3)の常任理事には、神戸地区住民自治協議会構成員、公民館長、主事があたる。

5(4)の理事には、常任理事並びに第5条に定めるところの機関、団体の代表者があたる。

6(6)の事務局長には、神戸地区自治連絡協議会教育文化部担当理事があたる。

7(7)の事務局次長には、神戸地区公民館長があたる。

8(8)の庶務・会計には、神戸地区公民館主事があたる。

9(9)の会計監査には、神戸地区住民自治協議会の監事があたる。

(付則)

この規約は、昭和61年5月22日から施行する。

この規約は、平成11年9月17日から施行する。

この規約は、平成13年3月2日から施行する。

この規約は、平成13年7月10日から一部改正施行する。

この規約は、平成14年6月25日から一部改正施行する。

この規約は、平成21年8月19日から一部改正施行する。

この規約は、平成22年8月19日から一部改正施行する。

この規約は、平成23年8月19日から一部改正施行する。